

伊勢原市発注工事等の入札に係る疑義申立て手続に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市が発注する工事等に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が金額入り設計書の閲覧及び疑義申立てを行う場合の手続及び設計に誤りが生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える工事及び製造の請負をいう。
- (2) 金額入り設計書 予定価格を定めるために作成した金額及び数量を明示した設計書をいう。
- (3) 入札参加者 疑義の対象となる入札に参加し、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）又は書面により入札書を提出した者をいう。

(疑義申立ての対象)

第3条 疑義申立ては、条件付一般競争入札で発注した工事等を対象とし、金額入り設計書を確認しなければ判明しない事項を対象とする。ただし、不調又は中止となった入札は除くものとする。

(疑義申立ての対象者)

第4条 疑義申立てのできる者は、当該工事等の入札参加者のうち、第5条第1項の規定による金額入り設計書の閲覧を行った者に限る。

(疑義申立ての手続)

第5条 入札参加者は、電子入札システム又は書面による保留通知書の発行後から開札日の翌日の午後4時までの期間において金額入り設計書を閲覧することができる。

- 2 前項に規定する閲覧は、閲覧申込書（第1号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による閲覧を行った入札参加者は、疑義申立書（第2号様式）に工事費内訳書を添えて市長に提出することにより、開札日の翌日の午後4時までの間に限り、疑義申立てをすることができる。
- 4 前項の規定による疑義申立て及び第1項の規定による閲覧は、開庁時間（正午から午後1時までの間を除く。）に限り、行うことができるものとする。ただし、開札日の翌日にあつては、午後4時までとする。
- 5 第1項、第3項及び前項に規定する期日及び期間は、伊勢原市の休日を定

める条例（平成元年伊勢原市条例第10号）第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

- 6 第3項の規定による疑義申立てがあった場合は、落札者の決定を回答手続が完了するまで保留するものとする。この場合、入札参加者に対し疑義申立てにより保留となったことを通知するものとする。

（疑義申立てとして取り扱わないもの）

第6条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 疑義申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できないもの
- (3) 開札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 開札前の質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- (5) その他当該入札に関係がないもの

（疑義申立ての回答）

第7条 市長は、疑義申立てを行った者に対し、当該疑義申立てに対する調査結果を回答するものとする。

- 2 回答は回答内容が伝わった時点で回答手続は完了したものとする。郵送等により回答を行った場合は、送達等がされたと推定できる日をもって回答手続は完了したものとする。

- 3 契約主管課長及び設計主管課長は、疑義申立ての内容について、疑義申立てを行った者に対し聞き取りを行うことができる。

（疑義申立て結果の取扱い）

第8条 疑義申立てがあった入札の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定により疑義申立てとして取扱わなかった場合は、当該入札事務を続行する。

(2) 誤りが確認できなかった場合は、当該入札は有効とする。

(3) 誤りが判明した場合は、次のとおりとする。

ア 落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とする。

イ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望む場合は入札を有効とする。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、誤りの内容が重大で入札の公正性を損ねているときは、入札を無効とする。

ウ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約を望まない場合は、入札を無効とする。

- 2 誤りが判明した場合は、調査結果及び入札の取扱いについて入札者参加者全てに通知する。

(再度公告入札の執行の取扱い)

第9条 前条第1項の規定により入札を無効とした工事等の再度公告入札の執行に当たっては、原則、設計を見直すものとする。

2 前条第1項の規定により無効とした入札の再度公告入札は、「無効とした入札の参加資格の認定を受け、かつ、入札書を提出した者であること」を入札参加資格要件とする条件付き一般競争入札とする。ただし、再度公告入札の公正性が損なわれて不相当であると認められるときは、無効とした入札とは別の新たな案件として入札参加資格要件を設定し、条件付き一般競争入札により執行する。

3 前項の場合の見積期間は、建設業法（昭和24年法律第100号）で認められた範囲で短縮することができる。ただし、前項のただし書による場合にあっては、この限りでない。

(その他)

第10条 疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によるのでは公平妥当な事後処理とならない場合には、当該疑義の内容を踏まえて適切に対応するものとする。

2 入札の公告の記載誤り等の事由で入札の公平性が著しく損なわれると認められる場合についても、原則として同様の対応とする。

3 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月30日 告示第60号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告した入札から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第72号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告した入札から適用する。